

「小・中学生総合保障制度」について

皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素からPTA活動にご配慮をいただき、ありがとうございます。



『小・中学生保障制度』のお役立ちポイント

賠償責任・ケガ・学校携行品など児童のリスクに対応した様々な補償がセットされた団体保険です。

休み時間中に児童が先生の車にキズを付けた場合や自転車事故などの賠償事故にも対応可能です。
(ただし、授業中やクラブ活動中などの学校管理下や、スポーツ中の賠償事故は対象とならないことがあります。)

令和2年10月1日に施行された「自転車条例」により保護者への保険加入が義務化されました。

また、学校内※で発生したケガなども補償対象で、スポーツ振興センターの補償と併せて請求できます。
(スポーツ振興センターの補償では対象外となるような療養費 5,000 円以下の低額なケガでも補償します。)

※24 時間補償で学校内外問わず補償可能です。

- お支払いをした過去の事例 -

〈 賠償 〉

- ・自転車に乗っている際、歩行者とぶつかってしまい、相手にケガを負わせた。
- ・教室の扉を勢いよく開けてしまい、ガラスを破損した。
- ・休み時間にボールが逸れて先生の車に当たり、キズがついた。

〈 ケガ 〉

- ・下校時に階段を踏み外し、転倒。骨折し、1 か月間通院した（スポーツ振興センターと併用）
- ・体育の時間に突き指をし、念のため 1 日通院した。

加入プランによって、児童ご自身の身の回り品の破損に備える補償もございます。【学校携行品】

〈 学校携行品 〉

- ・体育の授業中に転倒し、自分のメガネが破損した。

『小・中学生保障制度』では、 貸与端末の破損・盗難・紛失をカバーします。



ただし、児童に賠償責任が発生した場合に時価額を限度に(※)補償いたします。

児童が貸与端末を管理している際、故意（わざと）ではなく**偶然**発生した事故

※時価額とは、破損したタブレット端末と同等の物を事故発生時点で再購入する場合の金額から、購入してからの期間や使用による消耗(キズなど)分を差し引いた、タブレット端末の価値のことをいいます。

児童が管理している際とは？

主に以下のタイミングです

登下校中

休み時間中

放課後

自宅
(自宅学習中など)

実際のお支払い事例

自宅学習のためにタブレットを持ち帰った際、カバンから誤って落として画面が破損した。

なお、次のようなケースでは**保険でのカバーができません**。

- ・ 故意による破損等、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。
- ・ 偶然、外来の事故に直接起因しない機械的な故障（自然故障）
例：ボタンが効かなくなった・電源がつかなくなった 等
- ・ 授業中・クラブ活動中の破損（教職員管理下では、児童に責任が発生しない為）

特定感染症補償を**全てのプラン**に付帯しているため、

新型コロナウイルス感染症も補償対象となります。

補償されるケース

- ・PCR 検査で陽性と診断され、入院した場合や、保健所からホテル・自宅療養を指示された場合

この制度は、**約29,500名**の児童生徒が加入されている、福岡県PTA連合会の制度です。

令和2年度には**3,735件**の保険金請求が行われ**104,623,630円**の保険金をお支払いしています。

PTA 保険に関する
お問い合わせは

福岡県 P T A 連合会
保障制度事務局(株式会社コーリン)

☎ 0120-228-553